○芦屋市都市公園条例

昭和４０年７月２７日

条例第１３号

注　平成１６年３月２６日条例第１４号から条文注記入る。

改正　昭和４１年７月２日条例第１６号

昭和４３年５月３１日条例第１９号

〔芦屋市立小学校及び中学校の設置および管理に関する条例等の一部を改正する条例第１１条による改正〕

昭和４４年１０月４日条例第１９号

〔芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第６条による改正〕

昭和４５年３月１０日条例第３号

昭和４５年５月２０日条例第２０号

〔芦屋市立小学校及び中学校の設置および管理に関する条例等の一部を改正する条例第５条による改正〕

昭和４６年３月３１日条例第１０号

昭和４７年１１月１４日条例第３１号

〔芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第７条による改正〕

昭和４８年３月２４日条例第９号

昭和５０年１１月２５日条例第３０号

昭和５１年５月１日条例第２０号

昭和５１年１０月６日条例第３９号

昭和５３年３月３１日条例第１１号

昭和５４年３月２４日条例第９号

昭和５５年３月３１日条例第１３号

昭和５５年１０月１日条例第３４号

昭和５６年３月３１日条例第１９号

昭和５６年７月１５日条例第２８号

昭和５７年３月３０日条例第７号

昭和５８年４月１日条例第１５号

昭和５９年６月２５日条例第１２号

昭和６０年３月３０日条例第１０号

昭和６１年３月３１日条例第７号

昭和６３年５月２１日条例第１９号

〔阪神間都市計画事業（芦屋国際文化住宅都市建設事業）春日土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例第５条による改正〕

平成元年４月１日条例第１４号

平成２年４月１６日条例第１７号

平成４年４月１日条例第１２号

平成５年３月１１日条例第３号

平成８年３月２５日条例第１４号

平成８年１２月２０日条例第３４号

平成１０年３月２８日条例第５号

平成１０年９月２８日条例第２８号

平成１１年３月１９日条例第９号

平成１２年３月２４日条例第３号

〔地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う芦屋市条例の整備等に関する条例第２０条による改正〕

平成１２年３月２４日条例第１５号

平成１３年３月２３日条例第１２号

平成１３年１０月１日条例第２３号

平成１４年３月２５日条例第１２号

平成１５年３月１９日条例第１３号

平成１６年３月２６日条例第１４号

平成１６年１２月２２日条例第３２号

平成１７年３月８日条例第４号

平成１７年９月２８日条例第３９号

平成１８年３月２４日条例第１５号

平成１９年３月２０日条例第３号

〔地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第１３条による改正〕

平成１９年３月２０日条例第１６号

平成１９年９月２８日条例第３６号

〔芦屋市都市公園条例及び芦屋市道路占用料条例の一部を改正する条例第１条による改正〕

平成１９年１２月２１日条例第３８号

平成２１年３月２７日条例第２４号

平成２１年９月２９日条例第３８号

平成２２年３月２６日条例第１１号

平成２３年３月２４日条例第１１号

平成２４年３月２６日条例第１８号

平成２４年１２月２１日条例第３６号

〔芦屋市立図書館設置条例等の一部を改正する条例第４条による改正〕

平成２４年１２月２１日条例第４４号

平成２６年３月２４日条例第８号

平成２６年９月１９日条例第２８号

平成２７年３月２３日条例第１６号

平成２７年１２月１８日条例第５２号

平成２８年２月１５日条例第１号

平成２９年１２月２２日条例第３５号

平成３０年１２月２１日条例第４３号

令和元年１２月２０日条例第１３号

〔使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例第２５条による改正〕

令和７年３月３日条例第２号

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　都市公園及び公園施設の設置及び管理（第２条―第１１条）

第２章の２　工作物等の保管の手続等（第１１条の２―第１１条の６）
第３章　雑則（第１２条―第１６条）
第４章　罰則（第１７条・第１８条）
付則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、都市公園法（昭和３１年法律第７９号。以下「法」という。）の規定に基づき、法及び法に基づく命令に定められるもののほか、都市公園及び公園施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

（平２４条例４４・一部改正）

第２章　都市公園及び公園施設の設置及び管理

（平２４条例４４・改称）

（設置、区域の変更及び廃止の公告）

第２条　法第２条第１項の規定に基づき、本市が設置する都市公園の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

２　都市公園を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、市長は、当該都市公園の名称、所在地、区域、その他必要と認める事項を公示しなければならない。

（都市公園の設置基準）

第２条の２　法第３条第１項の規定により定める市の区域内に都市公園を設置する場合の市民１人当たりの敷地面積の標準は、１１平方メートル以上とする。

２　次に掲げる都市公園を設置する場合は、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げる都市公園の配置及び規模の基準に適合するように行うものとする。

(1)　主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、０．２５ヘクタールを標準とする。

(2)　主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、２

ヘクタールを標準とする。

(3)　主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、４ヘクタールを標準とする。

(4)　主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるような敷地面積とする。

３　主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（平２４条例４４・追加）

（公園施設の設置基準）

第２条の３　法第４条第１項の規定により定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、１００分の２とする。ただし、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫を設ける場合その他の規則で定める特別の場合においては、１００分の２０の範囲内で規則で定める割合を限度としてこれを超えることができる。

２　都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第８条第１項の規定により定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、１００分の５０とする。

（平２４条例４４・追加、平２９条例３５・一部改正）

（行為の禁止）

第３条　都市公園においては、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1)　公園施設を損傷し、又は汚損すること。

(2)　木竹、植物を採集し、又は損傷すること。

(3)　土地の形質を変更すること。

(4)　たき火その他危険な行為をすること。

(5)　鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(6)　立入り禁止区域に立ち入ること。

(7)　指定された場所以外へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8)　汚物又は廃物を捨てること。

(9)　風紀を乱し、その他都市公園の利用者に迷惑を掛けること。

（平２１条例２４・一部改正）

（行為の制限）

第４条　都市公園において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1)　行商その他これに類する行為をすること。

(2)　業として写真又は映画を撮影すること。

(3)　興行すること。

(4)　集会し、又は示威行進をすること。

(5)　競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。

２　前項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

３　第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。

４　市長は、第１項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる限度において、同項又は前項の許可を与えることができる。

５　市長は、第１項又は第３項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（平１８条例１５・平２４条例４４・一部改正）

（許可の特例）

第５条　法第６条第１項又は第３項の許可を受けた者は、当該許可にかかる行為については、前条第１項又は第３項の許可を受けることを要しない。

（利用の禁止及び制限）

第６条　市長は、都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項）

第７条　法第５条第１項の公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)　公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア　設置の目的

イ　設置の期間

ウ　設置の場所

エ　公園施設の構造

オ　公園施設の管理方法

カ　工事の実施の方法

キ　工事の着手及び完了の時期

ク　都市公園の復旧方法

ケ　その他市長の指示する事項

(2)　公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア　管理の目的

イ　管理の時期

ウ　管理する公園施設

エ　管理の方法

オ　その他市長の指示する事項

(3)　許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

２　法第６条第２項の都市公園の占用の許可を受けようとするものは法に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。

(1)　占用物件の管理方法

(2)　工事実施の方法

(3)　工事の着手及び完了の時期

(4)　都市公園の復旧方法

(5)　その他市長の指示する事項

（平１７条例４・一部改正）

（設計書等）

第８条　公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた者が、それらの事項の一部を変更しようとするときは、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

（有料公園施設）

第９条　有料公園施設（市が管理する施設で有料で利用されるものをいう。以下同じ。）は、別表第２のとおりとする。

（有料公園施設の利用）

第９条の２　有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　前項の使用許可については、第４条第５項の規定を準用する。

（有料公園施設の供用日時）

第９条の３　有料公園施設の供用日時については、別表第３のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する供用日時を変更することができる。

（平１６条例３２・全改）

（有料公園施設の使用許可の制限）

第９条の４　次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1)　公共の秩序及び風紀を乱すおそれのあるとき。

(2)　伝染性の疾病にかかつていると認められるとき。

(3)　保護者の同行しない幼児及び児童（小学校３年生まで）が水泳プールを利用しようとするとき。

(4)　その他市長が管理上支障があると認めたとき。

（使用料等）

第１０条　法第５条第１項、第６条第１項若しくは同条第３項又はこの条例第４条第１項、同条第３項若しくは第９条の２の許可を受けた者は、別表第４に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

２　第１５条第１項の規定により指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する有料公園施設に係る第９条の２の規定による許可を受けた者は、前項の使用料に代えて、当該有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

３　前項の利用料金は、指定管理者が、別表第４に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

４　市長は、地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、第２項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

（平１６条例３２・平１７条例４・一部改正）

（監督処分）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第４条第１項若しくは第３項の許可を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

(1)　第３条、第４条第１項、同条第３項又は第９条の２第１項の規定に違反している者

(2)　第６条の規定に基づく処分に違反している者

(3)　第４条第５項又は第９条の２第２項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4)　詐欺その他不正な手段により第４条第１項若しくは同条第３項又は第９条の２第１項の許可を受けた者

２　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第４条第１項又は第３

項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1)　都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2)　都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3)　前２号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

３　市長は、都市公園の管理上必要と認める事項について報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ調査させ、若しくは検査させることができる。

（平１９条例３・一部改正）

第２章の２　工作物等の保管の手続等

（平１７条例４・追加）

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第１１条の２　法第２７条第５項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)　保管した工作物その他の物件又は施設（以下この章において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2)　保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3)　その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4)　前３号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するために必要と認められる事項

（平１７条例４・追加）

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第１１条の３　法第２７条第５項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1)　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して１４日間、芦屋市公告式条例（昭和２５年芦屋市条例第７号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示すること。

(2)　前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第１１条の６において「所有者等」という。）

の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市広報紙に掲載すること。

２　市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、公示の日から起算して６月間、工作物等の一覧を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

（平１７条例４・追加）

（工作物等の価額の評価の方法）

第１１条の４　法第２７条第６項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（平１７条例４・追加）

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第１１条の５　市長は、法第２７条第６項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

（平１７条例４・追加）

（工作物等を返還する場合の手続）

第１１条の６　市長は、保管した工作物等（法第２７条第６項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書及び法第２７条第９項に規定する費用と引換えに行うものとする。

（平１７条例４・追加）

第３章　雑則

（届出）

第１２条　次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)　法第５条第１項又は法第６条第１項若しくは第３項の許可を受けた者が、公園

施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2)　前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3)　第１号に掲げる者が、法第１０条第１項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4)　法第２６条第２項又は第４項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5)　法第２７条第１項又は第２項の規定により、同条第１項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(6)　第１１条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

（平１７条例４・平２４条例４４・一部改正）

（使用料等の減免）

第１３条　市長は、法第５条第１項、第６条第１項若しくは同条第３項又はこの条例第４条第１項、同条第３項若しくは第９条の２の許可を受けた者がその責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為をすることができなくなつた場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

２　前項の規定は、第９条の２の許可を受けた者に係る利用料金の全部又は一部を免除する場合に準用する。この場合において、同項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「その他市長が必要と認める場合においては」とあるのは「又は市長が定めた基準に該当する場合その他市長の承認を得た場合は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（平１６条例３２・平１７条例４・一部改正）

（公園予定区域及び予定公園施設についての準用）

第１４条　第３条から前条までの規定は、法第３３条第４項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

（平１７条例４・一部改正）

（管理の代行等）

第１５条　市長は、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、有料公園施設（芦屋市総合公園については、有料公園施設以外の施設を含む。以下この条において同じ。）の管理を指定管理者に行わせることができる。

２　前項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　有料公園施設の使用の許可に関する業務

(2)　有料公園施設の運営に関する業務

(3)　有料公園施設の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4)　前３号に掲げるもののほか、有料公園施設の運営又は維持管理上市長が必要があると認める業務

３　第１項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の第９条の２第１項（同条第２項において準用する第４条第５項の規定を含む。）、第９条の３第２項及び第９条の４第４号の規定の適用については、第９条の２第１項及び第９条の４第４号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第９条の３第２項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とする。

（平１６条例３２・全改、平１７条例３９・一部改正）

（補則）

第１６条　この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

第４章　罰則

（罰則）

第１７条　第１１条第１項又は第２項（第１４条において準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者は、５万円以下の過料に処する。

２　詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

（両罰規定）

第１８条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者が罰するほか法人

又は人に対しても各本条に従つて処罰する。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（芦屋庭球場設置並びに使用条例の廃止）

2　芦屋庭球場設置並びに使用条例（昭和３０年芦屋市条例第１５号）は、廃止する。

（経過規定）

3　この条例の施行の際、現に権限に基づいて都市公園において、第４条第１項各号に掲げる行為をしている者は、その権限に基づいて、なお当該行為をすることができるものとされている期間、従前と同様の条件により当該行為をすることについて、同項の許可を受けたものとみなす。

附　則（昭和４１年７月２日条例第１６号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和４３年５月３１日条例第１９号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４３年５月１日から適用する。

付　則（昭和４４年１０月４日条例第１９号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４４年５月１日から適用する。

付　則（昭和４５年３月１０日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和４５年５月２０日条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４５年５月１日から適用する。

付　則（昭和４６年３月３１日条例第１０号）

この条例は、昭和４６年４月１日から施行する。

付　則（昭和４７年１１月１４日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４７年６月１日から適用する。

付　則（昭和４８年３月２４日条例第９号）

この条例は、昭和４８年４月１日から施行する。

付　則（昭和５０年１１月２５日条例第３０号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和５１年５月１日条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和５１年１０月６日条例第３９号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和５１年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の公園の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付　則（昭和５３年３月３１日条例第１１号）

この条例は、昭和５３年４月１日から施行する。

付　則（昭和５４年３月２４日条例第９号）

この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。

付　則（昭和５５年３月３１日条例第１３号）

この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。

付　則（昭和５５年１０月１日条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第３、１公園施設を設ける場合および同表２公園施設を管理する場合にかかる改正規定は、昭和５６年４月１日から施行する。

付　則（昭和５６年３月３１日条例第１９号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

付　則（昭和５６年７月１５日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和５７年３月３０日条例第７号）

この条例は、昭和５７年４月１日から施行する。

付　則（昭和５８年４月１日条例第１５号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付　則（昭和５９年６月２５日条例第１２号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付　則（昭和６０年３月３０日条例第１０号）

この条例は、昭和６０年４月１日から施行する。

付　則（昭和６１年３月３１日条例第７号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和６１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附　則（昭和６３年５月２１日条例第１９号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附　則（平成元年４月１日条例第１４号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附　則（平成２年４月１６日条例第１７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年４月１日条例第１２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年３月１１日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月２５日条例第１４号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成８年１２月２０日条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１０年３月２８日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1)　別表第３の使用料の改正規定（駐車場に係る使用料の改正規定を除く。）　平成１０年４月１日

(2)　別表第２の改正規定及び別表第３の駐車場に係る使用料の改正規定　平成１０年５月１日

（経過措置）

２　この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附　則（平成１０年９月２８日条例第２８号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1)　別表第３の３有料公園施設を利用する場合の運動場に係る使用料の改正規定　平成１０年１１月１日

(2)　別表第３の３有料公園施設を利用する場合の庭球場に係る使用料の改正規定　平成１０年１２月１日

(3)　別表第３の２公園施設を管理する場合の使用料の改正規定並びに別表第３の

３有料公園施設を利用する場合の野球場及び芝生広場に係る使用料の改正規定

平成１１年４月１日

（経過措置）

２　この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附　則（平成１１年３月１９日条例第９号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月２４日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（経過措置）

４　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１２年３月２４日条例第１５号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年３月２３日条例第１２号）

この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年１０月１日条例第２３号）

この条例は、平成１３年１０月３０日から施行する。

附　則（平成１４年３月２５日条例第１２号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月１９日条例第１３号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月２６日条例第１４号）

この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年１２月２２日条例第３２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の際現に改正前の芦屋市都市公園条例第１５条第１項の規定により、管理を委託している施設（海浜公園有料公園施設を除く。）の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成１５年法律第８１号）附則第２条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附　則（平成１７年３月８日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年９月２８日条例第３９号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の芦屋市都市公園条例第１５条第１項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる日前に市長がした使用の許可は、同日以後指定管理者がした使用の許可とみなす。

附　則（平成１８年３月２４日条例第１５号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの間の都市公園を占用する場合の使用料については、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例別表第４　５都市公園を占用する場合の表の規定にかかわらず、同表中「３，６２４円」とあるのは「３，４６２円」と、「２，４２４円」とあるのは「２，３２２円」と、「１，８２４円」とあるのは「１，７５２円」と、「１，２２４円」とあるのは「１，１８２円」と、「２，４７２円」とあるのは「２，３４６円」と、「２５２円」とあるのは「２４０円」と、「５０４円」とあるのは「４７４円」と、「１，２３６円」とあるのは「１，１８８円」とする。

附　則（平成１９年３月２０日条例第３号抄）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２０日条例第１６号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年９月２８日条例第３６号抄）

この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年１２月２１日条例第３８号）

この条例は、平成２０年１月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月２７日条例第２４号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年９月２９日条例第３８号）

この条例は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２６日条例第１１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年３月２４日条例第１１号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２６日条例第１８号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１２月２１日条例第３６号抄）

この条例は、公布の日から起算して６０日を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第４条中芦屋市都市公園条例別表第２有料公園施設の表の改正規定、同条例別表第３供用日時の表の改正規定（朝日ケ丘公園の項の改正部分に限る。）及び同条例別表第４　３有料公園施設を利用する場合の表の改正規定（朝日ケ丘公園の項の改正部分に限る。）は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１２月２１日条例第４４号）

この条例は、平成２５年２月１日から施行する。ただし、目次、第１条及び第２章の章名の改正規定並びに第２条の次に２条を加える改正規定は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２４日条例第８号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年９月１９日条例第２８号）

この条例は、平成２６年１０月１日から施行する。ただし、別表第３供用日時の表の改正規定（東浜公園、西浜公園の項の改正部分に限る。）は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２３日条例第１６号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年１２月１８日条例第５２号）

改正　平成２８年２月１５日条例第１号

この条例は、公布の日から起算して９０日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平２８条例１・一部改正）

附　則（平成２８年２月１５日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年１２月２２日条例第３５号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月２１日条例第４３号）

この条例中第１条の規定は平成３１年１月１日から、第２条の規定は同年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２０日条例第１３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（芦屋市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

２６　この条例の施行の際、改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月３日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

（平１６条例１４・平１７条例４・平１８条例１５・平１９条例１６・平１９条例３８・平２１条例２４・平２１条例３８・平２３条例１１・平２４条

例１８・平２４条例４４・平２６条例８・平２７条例１６・平３０条例４３・一部改正）

芦屋市都市公園の名称及び位置

名称	位置
奥池園地	芦屋市奥池南町１番４０２
ハイランド公園	〃　奥池南町１番１４２５
前山公園	〃　剱谷１０番　１３番　１４番
朝日ケ丘公園	〃　朝日ケ丘町４６８番　４６９番
朝日ケ丘西公園	〃　朝日ケ丘町６１２番４
朝日ケ丘北公園	〃　朝日ケ丘町５９２番　５９３番　５９４番２
山麓公園	〃　朝日ケ丘町１７６番
山芦屋公園	〃　山芦屋町３９番
岩園公園	〃　岩園町３６６番
岩園北公園	〃　岩園町１５１番１
岩園天神公園	〃　岩園町５３番　５５番
岩ケ平公園	〃　岩園町２１４番　２５４番
甲南公園	〃　岩園町２７０番
東山公園	〃　東山町３５８番
東山北公園	〃　東山町１５８番
東芦屋公園	〃　東芦屋町２１４番
三条公園	〃　三条町１８８番５　１８８番７
三条北公園	〃　三条町４７番４９　４７番６３
翠ケ丘公園	〃　翠ケ丘町５番２６
親王塚公園	〃　親王塚町３８番３
大原公園	〃　大原町２０６番
松ノ内公園	〃　松ノ内町４４番
月若公園	〃　月若町４９番１　４９番２　４９番２地先
楠公園	〃　楠町４１番
上宮川公園	〃　上宮川町７３番３～７３番５　７９番

前田公園	〃	前田町１１４番
清水公園	〃	清水町１１０番　１５７番　１６４番
春日公園	〃	春日町２９１番　２９２番
打出公園	〃	打出小槌町５番３
宮塚公園	〃	宮塚町９５番
地蔵公園	〃	宮塚町３番１　３番１４～３番１６
		３番１８　３番１９　４番１　５番８
茶屋公園	〃	茶屋之町２７番
大桝公園	〃	大桝町５番
公光公園	〃	公光町６番
業平公園	〃	公光町２９番１
川西運動場	〃	川西町６４番
川西南公園	〃	川西町１２１番
川西北公園	〃	川西町１２０番
津知公園	〃	津知町２０４番
津知北公園	〃	津知町２０６番
津知中公園	〃	津知町２０５番
津知南公園	〃	津知町２０７番
南宮公園	〃	南宮町８２番
南宮浜公園	〃	南宮町１６９番　１６９番６　１７０番１１
芦屋公園	〃	浜芦屋町２２番　８７番
	〃	松浜町５６番　１３３番　１３４番
大東公園	〃	大東町６９番
打出浜公園	〃	浜町１２０番１
呉川公園	〃	呉川町３６番２
新浜公園	〃	新浜町９番２
浜風東公園	〃	浜風町１３番３５
浜風南公園	〃	浜風町１５番３７
浜風北公園	〃	浜風町３番１

海浜公園	〃	浜風町２番１
東浜公園	〃	浜風町６番１
高浜公園	〃	高浜町７番１４４
芦屋中央公園	〃	若葉町１番
緑公園	〃	緑町６番２０
潮見東公園	〃	潮見町１番２
潮見西公園	〃	潮見町９番１
潮見南公園	〃	潮見町１２番６３
西浜公園	〃	潮見町２番１
陽光公園	〃	陽光町４番２
芦屋市総合公園	〃	陽光町１０番１～１０番４　１４番～１７番 ２１番　２６番
親水中央公園	〃	南浜町１番８～１番１０　５番１１
親水西公園	〃	南浜町２番４　２番５　５番１０
南浜公園	〃	南浜町１番１４３
涼風西公園	〃	涼風町１番２０６
涼風東公園	〃	涼風町１番３３０
奥池緑地	〃	奥池南町１番１２３０　１番１３９５ １番１３９６　１番１３９８ １番１３９９　１番１４０１ １番１４０２　１番１４０４ １番１４０５　１番１４０７ １番１４０８　１番１４１０ １番１４１１　１番１４１３ １番１４１５　１番１４１７ １番１４１９　１番１４２０ １番１４２２　１番１４２４ １番１４２７　１番１４２８ １番１４３０　１番１４３２

		１番１４３３　１番１４４４
		１番１４４５　１番１４４６
		１番１４４８　１番１４４９
		１番１４５８　１番１４７２
イモリ池緑地	〃	奥池南町１番１２４５
六麓荘緑地	〃	六麓荘町１３９番１０
六麓荘西緑地	〃	六麓荘町１９４番　１９６番
朝日ケ丘緑地	〃	朝日ケ丘町５０番３０　６０４番
朝日ケ丘南緑地	〃	朝日ケ丘町３２４番２
朝日ケ丘遺跡緑地	〃	朝日ケ丘町８１番４
朝日ケ丘北緑地	〃	朝日ケ丘町４２８番３
朝日ケ丘中緑地(1)	〃	朝日ケ丘町３８８番３
朝日ケ丘中緑地(2)	〃	朝日ケ丘町３８８番２
朝日ケ丘中緑地(3)	〃	朝日ケ丘町３８６番１３
山手緑地	〃	山手町６７番１～６７番３　２７８番
		２７９番１　２７９番２
山手南緑地	〃	山手町１６２番２５　１６２番２７
芦屋川緑地	〃	山芦屋町地内
山芦屋北緑地	〃	山芦屋町１５番６
山芦屋遺跡緑地	〃	山芦屋町２３番１４
仲ノ池緑地	〃	岩園町３２０番１～３２０番３
		３２１番１～３２１番４
		３９５番１　３９５番２
岩園緑地	〃	岩園町４７番３　４８番１　５０番２
東芦屋緑地	〃	東芦屋町１０５番５　１３１番
三条北緑地	〃	三条町４０番２０
翠ケ丘緑地	〃	翠ケ丘町２６番３７
翠ケ丘南緑地	〃	翠ケ丘町３６番２
翠ケ丘東緑地	〃	翠ケ丘町７７番２

松ノ内緑地	〃	松ノ内町１２６番
上宮川緑地	〃	上宮川町１番５
小槌緑地	〃	打出小槌町１番２
宮塚緑地	〃	宮塚町５６番２９
津知緑地	〃	津知町２０８番　２０９番
南宮緑地	〃	南宮町１４８番３
若宮緑地	〃	若宮町７２番２
江尻川緑道	〃	大東町地内
旧防潮堤緑地	〃	大東町７６番７～７６番９　南宮町地内
	〃	浜町地内　西蔵町地内　呉川町地内
	〃	松浜町地内
浜緑地	〃	浜町１４４番３
西蔵緑地	〃	西蔵町９１番３
伊勢緑地	〃	伊勢町９０番９
松浜緑地	〃	松浜町４２番８
中央緑道	〃	新浜町１番１　６番２
	〃	高浜町９番　１１番２
	〃	若葉町７番
	〃	緑町２番１　８番７３
東海岸緑地	〃	浜風町１５番４３　１５番４６
高浜緑地	〃	高浜町７番１４５
西海岸緑地	〃	潮見町１０番３　１１番６６
陽光緑地	〃	陽光町１２番　１３番
海洋緑地	〃	海洋町１番９
海洋緑道	〃	海洋町４番１４　４番１５　南浜町１番２７７
親水緑地	〃	南浜町１番１２　海洋町４番６
南緑地	〃	涼風町１番５８　１番２０７　１番２０８　１番２１０　１番２１３　１番３２７
朝日ケ丘第１児童遊園	〃	朝日ケ丘町２７５番１

朝日ケ丘第２児童遊園	〃	朝日ケ丘町３８９番２
朝日ケ丘第３児童遊園	〃	朝日ケ丘町３２３番２
山手児童遊園	〃	山手町２２８番
山手第２児童遊園	〃	山手町９番１１
山手第３児童遊園	〃	山手町９番１４
岩園児童遊園	〃	岩園町１８１番３
岩園第２児童遊園	〃	岩園町５番４１
岩園第３児童遊園	〃	岩園町８番１３
東山児童遊園	〃	東山町２５９番３
東芦屋児童遊園	〃	東芦屋町７２番３
東芦屋第２児童遊園	〃	東芦屋町１番１０
翠ケ丘児童遊園	〃	翠ケ丘町２２番３
楠児童遊園	〃	楠町１７番２　１８番１　１８番２
川西児童遊園	〃	川西町１４番３
打出児童遊園	〃	打出町７５番１　７５番２
竹園児童遊園	〃	竹園町５０番１
浜芦屋児童遊園	〃	浜芦屋町７６番　７６番１
西蔵児童遊園	〃	西蔵町６０番１１
呉川児童遊園	〃	呉川町７番３
呉川第２児童遊園	〃	呉川町８２番３
呉川第３児童遊園	〃	呉川町６８番２２
伊勢児童遊園	〃	伊勢町５７番５
松浜児童遊園	〃	松浜町３５番３０
朝日ケ丘広場	〃	朝日ケ丘町３２５番１　３２５番４　３２５番５
業平ちびつ子広場	〃	業平町２９番　２９番１２　２９番１３
若宮健康ひろば	〃	若宮町４７番５
若宮ちびつこひろば	〃	若宮町５９番３
若宮１番地ひろば	〃	若宮町６３番２

若宮８番地ひろば	〃　若宮町６７番２　６８番２　６８番３　６８番１２　６８番１３
海洋北広場	〃　海洋町５番４４
海洋南広場	〃　海洋町５番８３
涼風広場	〃　涼風町１番５０５

別表第２（第９条関係）

（平１７条例３９・平２１条例３８・平２４条例３６・平２６条例８・平２６条例２８・平３０条例４３・一部改正）

有料公園施設

都市公園名	施設の名称
芦屋公園	庭球場、会議室及び駐車場
朝日ケ丘公園	水泳プール
川西運動場	運動場
東浜公園	庭球場
西浜公園	庭球場
芦屋中央公園	野球場、芝生広場及び駐車場
海浜公園	水泳プール及び駐車場
芦屋市総合公園	陸上競技場、第１スポーツコート、第２スポーツコート、会議室及び駐車場
南緑地	西駐車場及び東駐車場

別表第３（第９条の３関係）

（平１６条例３２・追加、平１７条例３９・平２１条例３８・平２４条例３６・平２６条例８・平２６条例２８・平２７条例５２・平３０条例４３・一部改正）

供用日時

名称		供用日	供用時間
朝日ケ丘公園	水泳プール	７月１日から８月３１日まで	午前１０時から午後６時まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する

<table>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2">休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、午前９時から午後６時までとする。</td></tr>
<tr><td>海浜公園</td><td colspan="2">水泳プール</td><td>７月１日から８月３１日まで</td><td colspan="2">午前１０時から午後６時まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日法による休日に当たるときは、午前９時から午後６時までとする。</td></tr>
<tr><td></td><td>温水プール</td><td>１月５日から１２月２６日まで。ただし、月曜日（月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後最初の祝日法による休日でない日）を除く。</td><td colspan="2">午前１０時から午後９時まで。ただし、日曜日及び祝日法による休日に当たるときは、午前９時から午後６時までとする。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">駐車場</td><td>１月１日から１２月３１日まで</td><td colspan="2">午前０時から午後１２時まで</td></tr>
<tr><td>川西運動場</td><td colspan="2">運動場</td><td>１月５日から１２月２７日まで</td><td colspan="2">午前９時から午後９時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東浜公園、西浜公園</td><td colspan="2" rowspan="2">庭球場</td><td rowspan="2">１月５日から１２月２７日まで</td><td>１月から３月まで及び１０月から１２月まで</td><td>４月から９月まで</td></tr>
<tr><td>午前９時から午後５時まで</td><td>午前９時から午後７時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">芦屋中央公園</td><td colspan="2" rowspan="2">野球場</td><td rowspan="2">１月５日から１２月２７日まで</td><td>１月、２月及び１２月</td><td>３月、１０月及び１１月</td><td>４月から９月まで</td></tr>
<tr><td>午前９時から午後５時まで</td><td>午前９時から午後９時まで</td><td>午前７時から午後９時まで</td></tr>
</table>

	芝生広場	第１、第２、第３土曜日、第１、第２、第３日曜日その他大会に必要と認める日	午前９時から午後５時まで	
	駐車場	１月１日から１２月３１日まで	午前０時から午後１２時まで	
芦屋市総合公園	陸上競技場	１月５日から１２月２７日まで	１月から３月まで及び１０月から１２月まで	４月から９月まで
			午前９時から午後５時まで	午前９時から午後７時まで
	第１スポーツコート	１月５日から１２月２７日まで。ただし、駐車場として使用するときを除く。	午前９時から午後９時まで	
	第２スポーツコート		午前９時から午後１０時まで	
	会議室	１月５日から１２月２７日まで	午前９時から午後５時まで	
	駐車場	１月１日から１２月３１日まで	午前０時から午後１２時まで	
芦屋公園	庭球場	１月５日から１２月２７日まで	午前９時から午後９時まで	
	会議室			
	駐車場	１月１日から１２月３１日まで	午前０時から午後１２時まで	
南緑地	西駐車場、東駐車場	１月１日から１２月３１日まで	午前０時から午後１２時まで	

別表第４（第１０条関係）

（平１６条例１４・一部改正、平１６条例３２・旧別表第３繰下・一部改正、

平１７条例３９・平１８条例１５・平１９条例３６・平２１条例３８・平２２条例１１・平２４条例１８・平２４条例３６・平２６条例８・平２６条例２８・平２７条例５２・平２９条例３５・平３０条例４３・令元条例１３・令７条例２・一部改正）

１　公園施設を設ける場合

施設の種類	使用料
休憩所・売店	１月　１平方メートルにつき　４６円

２　公園施設を管理する場合

施設の種類	使用料
休憩所・売店	１月　１平方メートルにつき　９７円

３　有料公園施設を利用する場合

施設の種類		使用区分	使用料		超過料金
川西運動場	運動場	専用	１時間　７２０円		１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）　７２０円
朝日ケ丘公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	１回券　４８０円	
			子供（４歳以上小学生以下）	１回券　２４０円	
		専用	２時間　７２，０００円（２時間未満は２時間とする。）		１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）　３６，０００円
海浜公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	１回券　４００円	
			子供（４歳以上小学生以下）	１回券　２００円	
		専用	２時間　６１，１１０円（２		１時間増すごとに（１時間

			時間未満は２時間とする。)		未満は１時間とする。） ３０，５５０円
	温水プール	一般	大人（中学生以上）	１回券 ８１０円	
			子供（４歳以上小学生以下）	１回券 ４００円	
		回数券（１１回）	大人（中学生以上） ８，１４０円		
			子供（４歳以上小学生以下） ４，０７０円		
		１月使用券	大人（中学生以上） ６，５１０円		
			子供（４歳以上小学生以下） ３，２５０円		
	駐車場	一般	３０分までごとに１００円（水泳プール及び温水プールの利用者に限り、最初の３０分以内は無料）とする。ただし、午前８時から翌日の午前８時までの間の利用については、１，０００円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		
東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	１時間 ６１０円		１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。） ６１０円
芦屋中央公園	野球場、芝生広場	専用	１時間 １，８３０円		１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。） １，８３０円
	駐車場	一般	３０分までごとに１００円（最初の３０分以内は無料）とする。ただし、午前８時から翌日の午前８時までの間の利用については、１，０００円の範囲内で規則で		

			定める額を上限とする。		
芦屋市総合公園	陸上競技場	一般	大人	１回　４８０円	
			学生（高校生以下）	１回　２４０円	
		専用	平日　１時間　４，０７０円		１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）４，０７０円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日　１時間　４，８８０円		１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）４，８８０円
	第１スポーツコート	専用	平日　１時間　５００円		１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）　５００円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日　１時間　６１０円		１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）　６１０円
	第２スポーツコート	専用	平日　午前９時から正午まで　１時間　２，０３０円（１時間未満は１時間とする。）		１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）２，０３０円
			平日　正午から午後６時まで　１時間　５，０９０円（１時間未満は１時間とする。）		１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）５，０９０円
			平日　午後６時から午後１０時まで　１時間　６，１１０円（１時間未満は１時間とする。）		１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）６，１１０円

			日曜日、土曜日及び祝日法による休日　午前９時から午後１０時まで　１時間　６，１１０円（１時間未満は１時間とする。）	１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）６，１１０円
		一般	１人１時間　５００円（１時間未満は１時間とする。）	１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）　５００円
	会議室	専用	１時間　１，０１０円	１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）１，０１０円
	駐車場	一般	駐車時間が３０分以内は無料とし、３０分を超えるときは、３０分までごとに１００円とする。ただし、大型自動車は、１台につき１回２，０３０円とする。	
芦屋公園	庭球場	専用	平日　１時間　１，５２０円	１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）１，５２０円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日　１時間　２，０３０円	１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）２，０３０円
	会議室	専用	１時間　５００円	１時間増すごとに（１時間未満は１時間とする。）５００円
	駐車場	一般	３０分までごとに１００円（庭球場又は芦屋公園会議室の利用者に限り、最初の３０分以内は無料）とする。ただし、午前８時から翌日の午前８時までの間の利用については、１，０００円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
南緑地	西駐車場、	一般	駐車時間が３０分以内は無料とし、３０分を超えると	

	東駐車場		きは、３０分までごとに１００円とする。

備考

１　温水プールの回数券の有効期間については、購入日から３月間とする。

２　温水プールの１月使用券の有効期間については、購入日から１月間とする。

３　３歳児以下は、無料とする。

４　陸上競技場を営利、営業等を目的として専用使用するときの使用料は、専用使用料の５倍に相当する額とし、営利、営業等を目的とせず、入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するときの使用料は、専用使用料の３倍に相当する額とする。

４　有料公園施設の附属設備を利用する場合

施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公園	野球場照明	３０分　２，１３０円 （３０分未満は３０分とする。）	３０分につき　２，１３０円 （３０分未満は３０分とする。）
	放送器具	１式　５００円	
川西運動場	運動場照明	１時間　５０円 （１時間未満は１時間とする。）	１時間につき　５０円 （１時間未満は１時間とする。）
朝日ケ丘公園	コインロッカー	１回　１００円	
海浜公園	コインロッカー	１回　１００円	
芦屋市総合公園	第１スポーツコート照明	１時間　４５０円 （１時間未満は１時間とする。）	１時間につき　４５０円 （１時間未満は１時間とする。）
	第２スポーツコート照明	１時間　９１０円 （１時間未満は１時間とする。）	１時間につき　９１０円 （１時間未満は１時間とする。）

	放送器具	１式　５００円	
	展示用ボード	１式　１日　１，０１０円 （１日未満は１日とする。）	
芦屋公園	庭球場照明	１時間　５００円 （１時間未満は１時間とする。）	１時間につき　５００円 （１時間未満は１時間とする。）

５　都市公園を占用する場合

占用物件	使用料
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	１月　１平方メートルにつき　５３６円
工事用仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工事用施設	１月　１平方メートルにつき　５３６円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	１月　１平方メートルにつき　５３６円
電柱、支柱、支線柱及び支線	１年　１本につき　４，６４４円
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	１年　１本につき　３，０９６円
電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	１年　１本につき　２，４１２円
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	１年　１本につき　１，６０８円
標柱及び標識類	１月　１本につき　２８７円
公衆電話所	１年　１平方メートルにつき　３，４４４円
郵便差出箱及び信書便差出箱	１年　１平方メートルにつき　３，４４４円
ガス管その他これに類するもの	１年　１メートルにつき 外径が０．０７メートル未満のもの　１２０円 外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの　１５６円

	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの　２４０円 外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの　３１２円 外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの　４６８円 外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの　６２４円 外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの　１，０９２円 外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの　１，５４８円 外径が１メートル以上のもの　３，０９６円
マンホールその他これに類するもの	１年　１平方メートルにつき　３，４４４円

６　都市公園において行為をする場合

行為	使用料
行商その他これに類する行為	１日　１平方メートルにつき　６８０円
業として行う写真の撮影	１日　１人につき　１，９４０円
業として行う映画の撮影	１日　１回につき　７，７６０円
興行その他これに類する行為	１日　１平方メートルにつき　５０円

○芦屋市都市公園条例施行規則

昭和４０年７月２７日

規則第１６号

注　平成１５年６月５日規則第３６号から条文注記入る。

改正　昭和４１年７月２日規則第１８号

昭和５２年４月９日規則第４号

昭和５５年１２月１日規則第２８号

昭和５７年１０月１日規則第３０号

昭和５９年６月２５日規則第２７号

昭和６３年４月１日規則第１６号

平成３年１０月１日規則第３８号

〔芦屋市上宮川文化センターの設置および管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則第２条による改正〕

平成８年７月１日規則第３８号

平成１０年４月１７日規則第２６号

平成１０年１０月１５日規則第４０号

平成１１年３月２５日規則第３号

平成１２年４月１日規則第２７号

平成１３年１０月１日規則第５５号

平成１５年４月１日規則第１９号

平成１５年６月５日規則第３６号

平成１５年６月１０日規則第３９号

〔芦屋市規則で定める様式の整理に関する規則第１２条による改正〕

平成１６年４月１日規則第１７号

平成１７年３月８日規則第５号

平成１８年３月３１日規則第２１号

平成１９年３月３０日規則第２０号

〔芦屋市事務分掌規則附則第１５項による改正〕

平成２０年３月２６日規則第８号

平成２５年１月２３日規則第１号

〔芦屋市民会館条例施行規則及び芦屋市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則第２条による改正〕

平成２５年３月２９日規則第１２号

平成２５年４月１日規則第２５号

〔芦屋市事務分掌規則等の一部を改正する規則附則第１５項による改正〕

平成２６年２月２８日規則第２号

〔芦屋市民会館条例施行規則及び芦屋市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則第２条による改正〕

平成２６年９月１９日規則第３８号

令和４年６月７日規則第６６号

令和５年４月１日規則第７６号

（趣旨）

第１条　この規則は、芦屋市都市公園条例（昭和４０年芦屋市条例第１３号。以下「条例」という。）の実施のための手続及び技術的基準その他必要な事項を定めるものとする。

（平２５規則１２・一部改正）

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第１条の２　条例第２条の３ただし書の規則で定める特別の場合及び規則で定める割合は、次のとおりとする。

(1)　都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号。以下「令」という。）第５条第２項に規定する休養施設、同条第４項に規定する運動施設、同条第５項に規定する教養施設、同条第８項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の１００分の１０を限度として条例第２条の３本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(2)　前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園

の敷地面積の１００分の２０を限度として条例第２条の３本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

ア　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして令第６条第１項第２号イに規定する国土交通省令で定める建築物

イ　景観法（平成１６年法律第１１０号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成２０年法律第４０号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3)　屋根付広場、壁を有しない休憩所その他の高い開放性を有する建築物として令第６条第１項第３号に規定する国土交通省令で定めるものを設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の１００分の１０を限度として条例第２条の３本文又は前２号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(4)　仮設公園施設（３月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前３号に規定する建築物を除く。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の１００分の２を限度として条例第２条の３本文又は前３号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

（平２５規則１２・追加）

（公園施設の設置等の許可の申請書）

第２条　都市公園法（昭和３１年法律第７９号。以下「法」という。）第５条第１項又は第６条第２項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　前項の各許可事項を変更しようとするときは、変更許可申請書（様式第２号）によらなければならない。

（平１７規則５・一部改正）

（行為及び有料公園施設利用の許可の申請書）

第３条　条例第４条第２項又は第９条の２第１項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第３号又は様式第３号の２）を提出しなければならない。

２　有料公園施設使用の許可申請の受付は、次のとおりとする。

(1)　野球場、運動場、庭球場及び芝生広場については、使用日の属する月の前々月の１日から芦屋市立体育館・青少年センターで受付する。ただし、受付開始日が芦屋市立体育館・青少年センターの休館日のときはその翌日とする。

(2)　芦屋市総合公園の有料公園施設については、使用日の属する前々月の１日から芦屋市総合公園管理事務所で受付する。ただし、受付開始日が有料公園施設として供用しない日のときはその日以降の最初の供用日とする。

３　使用許可申請が重複した時は、抽選により、使用者を決定する。

４　第１項の許可事項を変更しようとするときは、変更許可申請書（様式第４号又は様式第４号の２）によらなければならない。

（平１８規則２１・一部改正）

（許可申請書の附属図書）

第４条　条例第４条第２項の許可申請書に添付すべき図書は、次のとおりとする。

(1)　位置図、平面図、横断面図、実測求積図及び工作物構造図

(2)　設計書、仕様書及び都市公園復旧経費見積書

２　市長は、必要に応じて前項に掲げるもののほか更に図書を提出させ、又は省略させることができる。

第５条　削除

（平１７規則５）

（届出）

第６条　法第５条第１項若しくは法第６条第１項の許可を受けた者が、それを更新しようとするときは、期間満了の１月前までに条例で定める事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

２　法第５条第１項若しくは法第６条第１項又は条例第４条第１項の許可を受けた者は、その氏名を改め、又はその住所を変更したときは、１０日以内にその旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

（平１７規則５・平１８規則２１・一部改正）

（許可書）

第７条　市長は、法第５条第１項、第６条第１項若しくは同条第３項又は条例第４条第１項、同条第３項若しくは第９条の２の規定による申請事項を許可したときは、許可書（様式第５号又は第５号の２）を交付する。

２　有料公園施設の一般利用の場合においては、前項の規定にかかわらず許可書にかえ、入場券及び駐車券を交付することができる。

３　第１項の許可を受けた者は、常に当該許可を証することができるよう許可書を保持しなければならない。

（平１７規則５・一部改正）

（権利譲渡の禁止）

第８条　前条の規定による申請事項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用料の徴収）

第９条　条例第１０条に規定する使用料は、当該許可の際に徴収する。ただし、使用期間が１年を超える場合にあつては、年度ごとに分割し、初年度分は当該許可の際に、次年度以降の分は各年度初めに徴収する。

２　特に市長が必要と認めるときは、使用料を分割し、又は納付期限を延長することができる。

３　市長は、入場券、駐車券及びコインロッカーを使用する場合を除き使用料を徴収しようとするときは、所定の納付書により行うものとする。

（平１８規則２１・一部改正）

（駐車場使用料の上限額等）

第９条の２　海浜公園、芦屋中央公園及び芦屋公園の駐車場を使用する場合の条例別表第４　３有料公園施設を使用する場合の表に規定する１，０００円の範囲内で規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　海浜公園　６００円

(2)　芦屋中央公園　７００円

(3)　芦屋公園　６００円

２　前項に規定する駐車場を午前８時の前後を引き続いて使用する場合において、午前８時までの駐車場の使用料の額が条例別表第４　３有料公園施設を使用する場合の表で定める上限額に達している場合の午前８時からの駐車場の使用料の額は、同表のとおりとする。

（平２５規則１・追加、平２６規則２・平２６規則３８・一部改正）

（使用料の計算方法）

第１０条　第９条の使用料の計算方法は、次の各号に掲げるところによる。

⑴　年額をもつて定める使用料は、使用の期間に１年未満の端数がある場合は、当該１年未満の期間を月割をもつて計算する。この場合において、１月未満の端数については、１月として計算する。

⑵　月額をもつて定める使用料は、使用の期間に１月未満の端数がある場合は、当該１月未満の期間を１月として計算する。ただし、使用の期間が１５日以内の場合は、月額の半額とする。

⑶　時間をもつて定める使用料は使用の時間に１時間未満の端数がある場合は、１時間として計算する。

⑷　３０分をもつて定める使用料は使用の時間に３０分未満の端数がある場合は、３０分として計算する。

⑸　面積又は長さをもつて定める単位に満たない端数がある場合は、切り上げて計算する。

２　次条ただし書の場合においては、既納の使用料は、他日における使用料に充当することができる。

（平２５規則１・一部改正）

（使用料の不還等）

第１１条　既に納付した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由によつて、許可に係る行為をすることができなくなつた場合、その他市長が特に必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（工作物等を保管した場合の公示及び閲覧場所）

第１１条の２　条例第１１条の３第２項に規定する規則で定める場所は、都市政策部都市基盤室道路・公園課とする。

（平１７規則５・追加、平１９規則２０・平２５規則２５・令４規則６６・令５規則７６・一部改正）

（工作物等を売却する方法）

第１１条の３　条例第１１条の５に規定する規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等（条例第１１条の２に規定する工作物等をいう。以下同じ。）その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

２　前項の規定にかかわらず、工作物等のうち自転車及び原動機付自転車を売却する場合の方法は、芦屋市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和６３年芦屋市条例第２８号）の規定により保管した自転車及び原動機付自転車を処分する場合の例による。

（平１７規則５・追加）

第１１条の４　市長は、前条第１項の規定による競争入札のうち、一般競争入札に付そうとするときは、その旨を当該入札の日の前日から起算して少なくとも１０日前（急を要する場合においては、５日前）までに、次に掲げる事項を掲示し、又はこれに準ずる方法で公示するものとする。

(1)　当該工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2)　当該競争入札の執行の日時及び場所

(3)　契約条項の概要

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　市長は、前条第１項の規定による競争入札のうち、指名競争入札に付そうとするときは、前項に準ずる事項をあらかじめ通知するものとする。

３　市長は、前条第１項ただし書の規定による随意契約により売却しようとするときは、２以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、契約の性質により見積書を徴する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

（平１７規則５・追加）

（工作物等を返還する場合の手続）

第１１条の５　条例第１１条の６に規定する規則で定める様式は、様式第５号の３とする。

（平１７規則５・追加）

（届出の手続）

第１２条　条例第１２条の規定による届出は、届出書（様式第６号）を提出することにより行うものとする。

（使用料の減免）

第１３条　条例第１３条に規定するその他市長が必要と認める場合は、次の各号に掲げる有料公園施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とする。

(1)　駐車場以外の有料公園施設

ア　市が主催して事業又は行事を行うとき。

イ　市立学校園が全校行事を行うとき。

ウ　市が育成する公共的団体が設立目的遂行のため事業又は行事を行うとき。

エ　その他市長が特に必要と認めるとき。

(2)　駐車場

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が駐車場を利用するとき。ただし、当該駐車場を設置する都市公園の有料公園施設を利用する場合に限る。

イ　その他市長が特に必要と認めるとき。

２　前項の減免を受けようとする者は、同項第１号の規定による場合にあつてはあらかじめ減免申請書により申請し、同項第２号アの規定による場合にあつては使用する駐車場に隣接する有料公園施設の供用時間内に当該有料公園施設において身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳又はこれらの交付を受けていることが確認できる書類等を提示しなければならない。

（平２０規則８・全改、平２５規則１・令４規則６６・一部改正）

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第１４条　条例第１５条第１項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行

わせる場合の第７条（条例第９条の２の規定による申請事項を許可したときに限る。）、第９条から第１１条まで及び前条の規定の適用については、第７条第１項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、第９条第１項、第９条の２第２項及び第１０条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第９条第２項及び第１１条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、前条中「条例第１３条に規定するその他市長が必要と認める場合は」とあるのは「条例第１３条第２項において準用する同条第１項に規定する市長が定めた基準は」とする。

（平１８規則２１・追加、平２５規則１・一部改正）

（補則）

第１５条　この規則で定めるほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（平１８規則２１・旧第１４条繰下）

付　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（既存の規則の廃止）

２　次の規則は、廃止する。

芦屋庭球場設置並びに使用条例施行規則（昭和３６年芦屋市規則第１２号）

芦屋庭球場運営委員会規則（昭和３１年芦屋市規則第２号）

付　則（昭和４１年７月２日規則第１８号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和５２年４月９日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５２年４月１日から適用する。

付　則（昭和５５年１２月１日規則第２８号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和５７年１０月１日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和５９年６月２５日規則第２７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６３年４月１日規則第１６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年１０月１日規則第３８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年７月１日規則第３８号）

この規則は、平成８年７月１日から施行する。

附　則（平成１０年４月１７日規則第２６号）

この規則は、平成１０年５月１日から施行する。

附　則（平成１０年１０月１５日規則第４０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１１年３月２５日規則第３号）

この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年４月１日規則第２７号）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年１０月１日規則第５５号）

この規則は、平成１３年１０月３０日から施行する。

附　則（平成１５年４月１日規則第１９号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年６月５日規則第３６号）

この規則は、平成１５年７月１日から施行する。

附　則（平成１５年６月１０日規則第３９号抄）

この規則は、平成１５年６月１１日から施行する。

附　則（平成１６年４月１日規則第１７号）

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月８日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第５条の改正規定及び別表を削る改正規定は、平成１７年６月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３１日規則第２１号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規則第２０号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２６日規則第８号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１月２３日規則第１号抄）

この規則は、平成２５年１月２３日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日規則第１２号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年４月１日規則第２５号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年２月２８日規則第２号抄）

（施行期日等）

１　この規則は、平成２６年３月１日から施行する。

３　芦屋市都市公園条例（昭和４０年芦屋市条例第１３号。以下「都市公園条例」という。）別表第２有料公園施設の表に規定する駐車場（芦屋市総合公園及び南緑地の駐車場を除く。）を施行日の前日から施行日まで引き続いて使用する場合の都市公園条例別表第４　３有料公園施設を使用する場合の表に規定する１，０００円の範囲内で規則で定める額は、第２条の規定による改正後の芦屋市都市公園条例施行規則第９条の２第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２６年９月１９日規則第３８号）

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年６月７日規則第６６号）

この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日規則第７６号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

様式（省略）